

第6次山ノ内町総合計画後期計画等策定支援業務

仕 様 書

第 1 条 業務名

第 6 次山ノ内町総合計画後期基本計画等策定支援業務

第 2 条 業務対象地域

山ノ内町一円

第 3 条 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

第 4 条 業務目的

本業務は、「未来に羽ばたく夢と希望のある健康な郷土」を目指して第6次山ノ内町総合計画に取り組んでおり、令和 7 年度に前期 5 カ年が終了することから、「人口減少・少子高齢化対策」に向け各事業を実施する中、将来像の実現を目指し、後期 5 カ年の基本計画を策定するものである。あわせて第 3 期山ノ内町人口ビジョン、第 3 期山ノ内町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定支援を目的とする。

第 5 条 受注者要件

受注者は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 建設コンサルタント登録規定(昭和52年建設省告示第717号)による建設コンサルタント登録(建設部門:都市及び地方計画)
- (2) プライバシーマーク(Pマーク)又はISMSの規格認証
- (3) 元請として長野県内の市町村において、令和元年度～令和6年度までに完了した総合計画策定業務及び人口ビジョン作成業務及び総合戦略策定業務の業務実績

第 6 条 配置技術者要件

受注者は、以下の要件を全て満たす技術者を配置しなければならない。

なお、管理技術者と照査技術者と主担当技術者との兼務は認めない。

(1) 管理技術者

技術士:建設部門又は総合技術監理部門(都市及び地方計画)

(2) 照査技術者

技術士:建設部門又は総合技術監理部門(都市及び地方計画)

照査技術者は、成果物の内容について技術上の照査を行うとともにその他の行政計画に活用できる成果品であるか確認を行わなければならない

(3) 主担当技術者

総合計画策定業務及び人口ビジョン作成業務及び総合戦略策定業務の業務実績がある者

第 7 条 業務の内容

(1) 業務計画

本業務の目的を考慮して合理的かつ能率的に作業を遂行するために、契約後速やかに作業計画書を作成する。

(2) 総合計画後期基本計画策定支援業務

① 基礎調査

1) 地域構造、社会潮流分析

山ノ内町を取り巻く基礎的な現状や社会潮流を調査し、山ノ内町を取り巻く状況を把握する。

2) 前期基本計画の評価・分析

前期基本計画に記載された施策ごとに現況及び課題の整理を行うとともに、基本構想に位置付けている将来フレーム(目標人口)について検証する。

なお、山ノ内町にて現行計画の進捗・達成状況の評価、現況及び課題の収集を行い、受注者は施策分野別の現況と課題の整理支援を行う。

3) 住民アンケート結果の解析

前年度に実施した第 6 次山ノ内町総合計画後期基本計画策定に伴うアンケート調査支援業務結果の解析を行い、前期基本計画の検証及び今後のまちづくりに関する課題を分析する。

4) まちづくり課題の抽出

地域構造、社会潮流分析、前期基本計画の評価及びアンケート結果を総括し、後期基本計画策定の前提となる主要課題を整理する。

② 後期基本計画の策定支援

基礎調査や町民・職員の意見や提案等を踏まえ、基本構想に位置付けられた施策大綱に基づき、施策の体系や内容、目標指標等について検討し、後期基本計画の素案を立案するとともに、原案の作成支援を行う。

③ 総合計画後期基本計画の作成

策定した後期基本計画原案をとりまとめ、第 6 次山ノ内町総合計画後期基本計画書及び住民向けの概要版及びジュニア版を作成する。

(3) 人口ビジョン作成支援業務

① 山ノ内町の人口構成の現状分析

山ノ内町から提供されるデータをもとに次の分析を行う。なお、各種基礎データの選定や分析手法については、山ノ内町と協議し、業務を進めること。

(ア) 自然増減に関する分析

出生死亡の推移、女性の年齢別出生数・出生率の推移等のデータの整理・分析を行う。

(イ) 社会増減に関する分析

転入転出の推移、転入先・転出先の時系列及び年齢階級別の分析を行う。

② 山ノ内町の将来人口の推計

国のワークシートを用いて次のパターンの推計を行う。必要なデータは山ノ内町から提供する。

なお、各種基礎データの選定や分析手法については山ノ内町と協議し業務を進めるとともに、推計値の設定は第6次山ノ内町総合計画「将来フレーム」を十分に勘案した内容とすること。

③ 第3期山ノ内町人口ビジョンの改定

山ノ内町の現状、将来人口の推計結果を踏まえて必要な更新を行い、第3期山ノ内町人口ビジョンを作成する。

(4) まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務

① 第2期総合戦略の検証・評価

第2期総合戦略の実施結果、目標及びKPIの達成状況について検証し、効果の分析、評価を行う。

② 政策分野に係る施策の整理

第6次山ノ内町総合計画後期基本計画と整合を図りつつ具体的施策の設定に関して、事例提供等の支援を行う。

③ KPI(重要業績評価指標)の設定及びPDCAサイクルの構築支援

各分野の数値目標及びKPIの設定に関して、受託者は事例提供などを行うとともに、客観的な効果検証(PDCAサイクル)の構築に関する支援を行う。

④ 第3期山ノ内町まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成

審議会・策定委員会等での検討に基づいて「山ノ内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に記載すべき事項を整理した素案及び計画書を作成する。

(5) 会議運営支援

計画策定にあたり開催する総合計画審議会等に必要な会議資料等の作成、その運営支援を行う。

総合計画審議会へ出席し、会議録の作成を行う。なお、庁内策定委員会は必要に応じて出席する。

総合計画審議会 4回程度

庁内策定委員会 4回程度

(6) 打合せ協議

打合せは、下記の区切りにおいて行うものとし、回数は3回以上とする。

業務着手時

中間時

成果品納入時

第8条 成果品

納入する成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------|----|
| (1) 業務報告書(A4判) | 2部 |
| (2) 同電子データ | 1式 |
| (3) 総合計画原稿データ | 1式 |
| (4) 総合計画概要版原稿データ | 1式 |
| (5) 総合計画ジュニア版原稿データ | 1式 |
| (6) 人口ビジョン原稿データ | 1式 |
| (7) 総合戦略原稿データ | 1式 |
| (8) その他業務で発生した資料で山ノ内町が必要と認めたもの | 1式 |

第9条 その他

- (1) 受注者は、本業務の実施において、山ノ内町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた資料は、業務終了後に速やかに山ノ内町へ返却すること。
- (2) 受注者は、この業務実施により知り得た情報を他に漏らしてはいけない。
- (3) 受注者の責に帰すべき事由による成果品の不良個所が発見された場合は、受注者は速やかに修正を行うこと。
- (4) 成果品の所有権、著作権、利用権は山ノ内町に帰属するものとする。
- (5) 仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度山ノ内町と協議し、指示に従うこと。

第10条 納入場所

本業務の納入場所は以下のとおりとする。

〒381-0498 下高井郡山ノ内町大字平穏 3352-1
山ノ内町 未来創造課 地域創造係